

平一告示三三五・旧第八条綱下)

(基本保育料等の報告)

第十条 受託者は、毎年四月五日までに、基本保育料、時間外保育料、給食費等保護者から徴収する一切の料金について市長に報告しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する市長に報告すべき料金について、当該年度末まで変更しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

平一告示三三五・旧第八条の二綱下)

(緊急保育)

第十二条 市長は、定員に達していない家庭保育室と協議のうえ、緊急かつ一時的に家庭での保育ができない児童の保育を委託することができる。

平一告示三三五・旧第九条綱下)

(委託申請手続)

第十三条 家庭保育室に児童の保育を委託しようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

一 家庭保育委託申請書(様式第六号)

二 勤務・内職・自営証明書(様式第七号)

三 委託しようとする児童の健康診断書(零歳児及び一歳児のみ)

平一告示三三五・旧第十条綱下)

(委託の決定)

第十二条 市長は、前条の申請があつたときは、当該児童が第四条に規定する人所資格を有するものと認めた場合には、速やかに委託の決定をするものとする。ただし、当該家庭保育室に欠員がない場合には、この限りでない。

2 市長は、前項の委託の決定をしたときは、家庭保育委託決定書(様式第八号)により受託者及び申請者に通知するものとする。

平六告示八六・一部改正 平一告示三三五・旧第十一条綱下)

(委託の取消し)

第十四条 市長は、家庭保育室に保育を委託した児童が第四条に規定する資格を失つたときは、当該委託を取り消すものとする。

平一告示三三五・旧第十二条綱下)

(退所手続)

第十五条 保護者は、児童を家庭保育室から退所させようとするときは、家庭保育室退所届(様式第九号)により市長に届け出なければならない。

平六告示八六・一部改正 平一告示三三五・旧第十三条綱下)

(委託費等)

第十六条 家庭保育室に対する委託費は、次に掲げる額とし、毎月初日の委託児童数を基準にして算定(施設費及び第八号イに規

D 川越市一四二

定する保育補助者推進費を除く)する。

一 保育費 委託児童一人につき、零歳児月額三万九千五百円、一歳児及び二歳児月額二万四千五百円。ただし、一月の保育日数が六日未満の場合には、当該月分の保育費は、それぞれの二分の一の額とし、保育日数がない月の保育費は、交付しないものとする。

二 保育料軽減費 次に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ定める額。ただし、保育の日数が六日未満の場合は、二分の一の額とする。これらの場合において、実際に保育を要した費用が保育料軽減費未満の場合は、その費用とする。

イ 同一世帯に属する他の児童が保育所に入所していない場合の一人の児童(同一世帯から一人以上の児童が家庭保育室に入所している場合は、年長の児童とする) 別表に定める保育料軽減費

ロ 同一世帯から一人以上の児童が家庭保育室に入所している場合におけるイに該当する児童以外の児童及び同一世帯に属する他の児童が保育所に入所している場合における家庭保育室に入所している児童 基本保育料から別表に定める保育料軽減費を差し引いた額の二分の一の額と一万二千円とのいずれか少ない金額及び別表に定める保育料軽減費との合計額

三 教材費 委託児童一人につき月額百四十円

四 保育費 次に掲げる額の合計額

イ 傷害保険費 児童一人当たり年額千七百五十円

ロ 賠償責任保険費 一家庭保育室当たり年額一万四千円以内

五 研修費 家庭保育室において、保育に従事する者のうち一日六時間以上かつ一月十五日以上勤務する者(以下「保育者」という)について、一人当たり夏期研修費として四万円、冬期研修費として七万円。この場合において、交付の対象となる保育者の数は、夏期については六月一日、冬期については十一月一日現在の受託定員を二で除した数(端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げた数)と、夏期については六月一日、冬期については十一月一日の実際の保育者数のいずれか少ない数とする。

六 檢診費 家庭保育室において、保育者が健診検査を受けた場合に、保育者一人につき年額七千円。ただし、実際に健診検査に要した費用が検診費を下回る場合は、その費用を交付する。

七 施設費 家庭保育室の定員が六人未満の場合は月額一万四千円、定員が六人以上十人未満の場合は月額一万八千円、定員が十人以上十五人未満の場合は月額二万二千円、定員が十五人以上の場合は月額二万六千円

八 保育補助者推進費 次に掲げる額の合計額

- イ 一千円に毎年四月一日現在の家庭保育室の定員数を乗じて得た額
- ロ 現年度の四月、五月及び六月の初日におけるそれぞれの委託児童数が前年度三月一日現在の委託児童数を下回った場合において、下回った児童数に第一号に規定する零歳児一人につき交付する一月当たりの額と、一歳児及び二歳児一人につき交付する一月当たりの額の平均の二分の一を乗じて得た額
- 九 零歳児保育促進費 委託児童一人につき月額二千円
- 十 長時間保育促進費 委託児童一人につき一日十二時間以上の保育を行つた日の一週間ににおける日数が、市長が別に定める日数を超える場合は、当該児童一人につき月額一千円
- 十一 安定雇用費 健康保険及び厚生年金保険が適用される家庭保育室に対して、それらの事業主負担分及び児童手当廻出金に相当する額
- 十二 障害児対策費 障害児（身体障害者手帳若しくは療育手帳を保持している児童又は医師等に障害児との診断等を受けた児童をいう。）の人数を二で除して得た人数以上の障害児を担当する保育補助者を雇用している家庭保育室に対して、障害児一人につき月額四万四千二百円
- 2 保育している児童が、受託者又は保育補助者の三親等内の親族であるときは、委託費交付の対象としない。

3 県内他市町村にて指定された家庭保育室に児童の保育を委託した場合には、当該家庭保育室に対して、第一項第一号の保育費、同項第二号の保育料軽減費及び同項第十一号の障害児対策費を交付する。

4 第一項第一号に規定する保育費、同項第一号に規定する保育料軽減費、同項第三号に規定する教材費、同項第七号に規定する施設費、同項第八号に規定する保育補助者推進費、同項第九号に規定する零歳児保育促進費、同項第十号に規定する長時間保育推進費、同項第十一号に規定する安定雇用費及び同項第十二号に規定する障害児対策費は当月分を翌月以降に、同項第四号に規定する保険費、同項第六号に規定する検診費及び同項第八号に規定する保育補助者推進費は全額を一時に、同項第五号に規定する研修費は六月一日及び十一月一日現在の受託定員が確定した後に交付する。

5 市長は、保育料軽減費の額を家庭保育室委託決定書により、受託者及び保護者に通知する。

6 受託者は、保育料軽減の対象となる保護者から、保育料軽減費を差し引いた保育料を徴収しなければならない。

（昭五八告示一二五・昭五九告示一〇一・昭六〇告示八七・昭六一告示八六・昭六二告示八五・昭六三告示一〇四・平元告示一七一・平二告示一四〇・平三告示一二六・平四告示一八五・平五告示一二六・平六告示一七八

A 川越市④一五二二

・平六告示一七九・平七告示一四四・平八告示一三一・平九告示一三八・
平一〇告示一七七・一部改正 平一一告示三三五・旧第十四条綱下・一部
改正 平一三告示三八・平一四告示四三・平一五告示五四・平一五告示五
四一・平一七告示一六・平一〇告示一八一・平一一告示三五六・平一三
告示三二一・一部改正

（委託費の請求）

- 第十七条 委託費の請求（研修費及び検診費を除く。）は、保育を行つた月の翌月五日までに次の書類を添えて行わなければならぬ。
- 家庭保育室委託費請求書（様式第十号又は様式第十一号）
 - 預金口座振込依頼書（様式第十二号）
 - 前条第一項第五号に規定する研修費の請求は、六月一日及び十一月一日現在の受託定員が確定したあとに研修費（夏期・冬期）請求明細書（様式第十三号）を家庭保育室委託費請求書に添えて行うるものとする。この場合において、受託者は、研修費受領後遅やかに、保育者の領収書を市長に提出しなければならない。
 - 前条第一項第六号に規定する検診費の請求は、受診後に、医療機関の領収書を添えて行うものとする。

（昭五八告示一三五・昭五九告示一〇一・昭六〇告示八七・昭六一告示八六・昭六二告示一〇四・平三告示一二六・平四告示一八五・平五告示一二九・一部改正 平一一告示三三五・旧第十五条綱下・一部改正 平一七告

示一六・平二〇告示一八二・一部改正

（指定の取消し・廃止）

第十八条 市長は、受託者が適正な保育を行っていないと認めたときは、第九条の指定を取り消すことができる。

2 受託者が家庭保育室を廃止しようとするときは、家庭保育室廃止届（様式第十四号）により、廃止しようとする日の一月前までに市長に届け出なければならない。

（昭六一告示八六・一部改正 平一一告示三三五・旧第十六条綱下・平一七告示一六・一部改正

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十一年四月一日告示第五七号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一日告示第五二号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三一日告示第六八号）

この要綱は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月六日告示第一七五号）

この要綱は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年四月一一日告示第五一号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

用する。

附 則（昭和五六年七月二九日告示第一〇九号）

1 この要綱は、公布の日から施行し、第十四条第一項第一号の改正規定は、昭和五六年四月一日から適用する。

2 受託者が、改正前の川越市家庭保育室要綱第十四条第一項第一号の規定に基づいて、昭和五六年四月一日以後の分として支給を受けた受託費は、改正後の要綱の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（昭和五七年三月二十五日告示第二六号）

この要綱は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年七月一四日告示第一三五号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱は、昭和五八年年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（昭和五九年六月一五日告示第一〇一号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱は、昭和五九年年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（昭和六〇年四月一五日告示第八七号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱は、昭和六十年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（平成三年五月一〇日告示第一三六号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成三年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（平成四年五月一六日告示第一八五号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成四年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（平成五年八月一七日告示第二六六号）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成五年度分の委託費の請求から適用する。

2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱の規定に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成六年三月三一日告示第八七号）

この告示は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年六月一五日告示第一七八号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成六年度分の委託費の請求から適用する。

三七〇二

附 則（昭和六年四月一四日告示第八六号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱は、昭和六一年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（昭和六一年四月七日告示第八五号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱は、昭和六二年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（昭和六二年七月四日告示第一五〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年八月一八日告示第一〇四号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、昭和六十三年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（平成元年七月一八日告示第一七一号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成元年度分の委託費の請求から適用する。

附 則（平成二年五月一一日告示第一四〇号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成二年度分の委託費の請求から適用する。

A 川越市③一五二〇

D 川越市一二九

附 則（平成六年九月一一日告示第二七九号）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成六年度分の委託費の請求から適用する。

2 平成六年度分に限り、改正後の第十四条第一項第八号ロに規定する保母推進費を請求する場合においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、平成六年四月、五月及び六月のそれぞれの月分の保母推進費を一括して請求するものとし、請求の期限は、平成六年十月一日とする。

附 則（平成七年五月一日告示第一四四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年四月一八日告示第一三二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月一日告示第一三八号）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成九年度分の委託費の請求から適用する。

2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内払とみなす。

附 則（平成一〇年六月一七日告示第一七七号）

三七〇三

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十年度分の委託費の請求から適用する。
- 2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内扱とみなす。

附 則（平成一一年一二月一五日告示第三三五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（第五条の次に一条を加える改正規定を除く。以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十一年度分の委託費の請求から適用する。
- 3 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内扱とみなす。

附 則（平成一三年一月三〇日告示第三八号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十二年度分の委託費から適用する。
- 2 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱の規定に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内扱とみなす。

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、平成十四年三月一日から施行する。
- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、平成十三年四月分以後の委託費について適用する。
- 3 改正後の告示の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱の規定に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内扱とみなす。

附 則（平成一五年一二月七日告示第五四号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一五年一二月二六日告示第五四一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。
- 2 この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の川越市家庭保育室要綱に基づいて交付された委託費は、改正後の告示の規定による委託費の内扱とみなす。

附 則（平成一七年三月一五日告示第一一六号）

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

D [川越市一二九]

A [川越市①五二〇]

附 則（平成一〇年四月一日告示第一八二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年七月二七日告示第三五六号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成一一年七月分以後の委託費について適用する。

附 則（平成一二年四月一八日告示第三一一号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川越市家庭保育室要綱の規定は、平成一二年四月分以後の委託費について適用する。

別表 (第16条関係) (平20告示182・企改、平21告示356・平23告示321・一部改正)

階層	児童の属する世帯の階層区分	保育料特減費(月額)
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	44,000円
2	1階層及び4階層から12階層までを除き、前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の非課税世帯	44,000円
3	1階層及び4階層から12階層までを除き、前年度分の市町村民税の課税世帯	38,000円
4	1階層を除き、前年分(1月から3月までの月分の保育料特減費について、では前々年分)の所徴税の課税世帯	33,000円
5	15,000円以上30,000円未満	29,000円
6	30,000円以上45,000円未満	26,000円
7	45,000円以上60,000円未満	22,000円
8	60,000円以上75,000円未満	19,000円
9	75,000円以上90,000円未満	13,000円
10	90,000円以上135,000円未満	10,000円
11	135,000円以上250,000円未満	7,000円
12		4,000円

備考 市長は、失業、疾病、その他特別の理由により保護者の雇する世帯の収入が減少したため、前年分の所徴税に基づく階層区分によることが適当ないと認めるときは、当該保護者の負担能力の程度に応じて階層区分を変更することができる。

様式 略

A 川越市③一五二

D 川越市一三六

○川越市緊急保育実施要綱

(昭和五十三年四月二十六日)

改正

昭和五四年一二月六日告示第一七六号 昭和五六年七月二九日告示第一一〇号
昭和六〇年一二月十五日告示第ニ七七号 昭和六二年七月四日告示第ニ五〇号

(目的)

第一条 この要綱は、緊急かつ一時的に家庭での保育ができない児童を定員に達していない家庭保育室(以下「保育室」という。)に保育を委託することによって、児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(入所資格)

第二条 保育室に入所できる児童は、次の要件を備えていなければならぬ。

- 一 児童及びその保護者が市内に居住していること。
- 二 生後八週間以上就学前までの健康な児童であること。
- 三 母親の出産又は病気等により家庭での保育に欠け、短期間で正常な保育にもどれる家庭の児童であること。

(昭和二年告示第五〇・一部改正)

第八編 厚生 (川越市緊急保育実施要綱)

(委託申請手続)

第三条 児童の保育を委託しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 一 緊急保育委託申請書(様式第一号)
- 二 児童の健康診断書(二歳未満児のみ)
- (入所の決定)

第四条 市長は、前条の申請があつたときは、申請内容を審査のうえ入所の適否を決定し、その結果を緊急保育委託決定書(様式第二号)により保育室及び申請者に通知するものとする。

(委託の期間)

第五条 緊急保育の委託期間は、原則として一月以内とする。ただし、状況に応じ市長が認めたものについては、三月まで延長することができる。

(委託費等の額)

第六条 保育室に対する委託費等の額は、次のとおりとする。

- 一 委託費は、別表のとおりとし、保育日数が六日未満の場合は、半額とする。ただし、実際に保育に要した費用が、委託費を下回る場合は、その費用とする。
- 二 补償費は、委託児童一名に付き月額一万五千円とする。

(保育料)

第七条 児童の保護者は、保育に要する費用と市からの委託費との差額分を負担するものとする。

(保育時間)

第八条 保育時間は、一日八時間とし、状況に応じて伸縮できるものとする。

2 保育をしない日は、日曜日及び国民の祝日等とする。

(委託費等の請求)

第九条 委託費及び補償費の請求は、保育を終了した日から五日以内に、緊急保育委託費等請求書(様式第三号)により行わなければならない。

(委託費等の支払)

第十条 市長は、前条の請求があつたときは、その適否を審査し、適当と認められたものについては、保育を行つた日数に基づき、請求のあつた日から一月以内に支払うものとする。

(雇用)

第十二条 この要綱に定めのない事項については、保育所の例による。

附 則

この要綱は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則(昭和五四年一二月六日告示第一七六号)

この要綱は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則(昭和五六六年七月二九日告示第一一〇号)

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

2 保育室が、改正前の川越市緊急保育実施要綱第六条第一号の規定に基づいて、昭和五十六年四月一日以後の分として支給を受けた補償費は、改正後の要綱の規定による補償費の内訳とみなす。

附 則(昭和六〇年一二月二五日告示第一一七七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年七月四日告示第一五〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

D [川越市一三六]

D [川越市一三六]

別表(第六条関係)

		区分	三歳未満児	三歳以上児
一	二	三歳未満児	三歳以上児	三歳以上児
一	二	生活保護世帯及び市民税非課税世帯	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
三	四	所得税非課税世帯	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
五	六	所得税六万円未満である世帯	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
六	七	所得税九万円未満である世帯	一六、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
八	九	所得税十五万円未満である世帯	一一、〇〇〇円	九、〇〇〇円
九	十	所得税十五万円以上である世帯	八、八〇〇円	五、〇〇〇円

様式 略